



## ディーセント・ワークと インフォーマル経済に関する 決議

ILO 東京支局 訳

2002年に開催された第90回国際労働機関（ILO）総会は、第6議題報告書「ディーセント・ワークとインフォーマル経済」に基づいて行われた一般討議の結果、

1. 以下の結論を採択する。
2. 理事会に対し、インフォーマル経済にお

けるディーセント・ワークの欠如を緩和するための計画立案の際に、これらの結論を十分考慮に入れるよう要請し、また事務局長に対して、2004-2005年度の事業計画及び予算案、また可能であれば2002-2003年度の予算における財源の割り当てにおいても、これらの決議を反映させるよう要請を行う。



## ディーセント・ワークと インフォーマル経済に関する 結論

ILO 東京支局 訳

1. ILO及びその加盟国が、すべての労働者と使用者にディーセント・ワークを実現する固い決意を持っていることを認識した上で、ILO理事会はILO総会に対し、インフォーマル経済問題に取り組むよう要請した。ディーセント・ワークへの取り組みは、フィラデルフィア宣言の中の、すべての人の「自由と尊厳及び経済的保障と機会均等の条件」への権利を述べた条項に明記されている。今私達は、法律や規制の枠組みの外にあり、認知されていない、非常に貧しく弱い立場にある多

数の労働者及び企業の問題に取り組もうとしており、彼らの抱えるディーセント・ワークの欠如という問題を是正しようとしている。

2. すべての労働者、女性、男性に対し、その働く場所にかかわらず、ディーセント・ワークを推進するためには、労働における基本的権利及び原則を理解し、よりよい雇用条件と収入の機会を創出し、社会保護を拡大し、社会における対話を促進するといった幅広い戦略が必要である。ディーセント・ワー

クを持つこれらさまざまな側面は、互いに補完的な関係にあり、また包括的な貧困削減対策を含んでいる。ディーセント・ワークの欠如が最も緩和されなければならないのは、その仕事が隠れて行われている場合や、法や制度の外で行われている場合である。今日、非常に多くの人々がインフォーマル経済で働いており、それは彼らがフォーマル経済では職を得られないとか、事業を始めることができないなどの理由によるものである。

3. 「インフォーマル経済」という言葉の統一された正確な解釈や定義は存在しないが、そこで働く労働者や企業、起業家はかなり多様でありまた特徴的である。程度の差はあれ、国家、地方、農村において、彼らは皆不利な立場に置かれたり問題を抱えたりしている。「インフォーマル・エコノミー」(インフォーマル経済)は「インフォーマル・セクター」(インフォーマル部門)よりも好ましい表現である。というのは、問題とされている労働者や企業は一定の産業部門や経済活動(セクター)に限定されるものではなく、複数の分野にわたっているからである。しかし、「インフォーマル・エコノミー」という言葉は、フォーマル経済とインフォーマル経済の関係や、両者にまたがる部分、また相互の関連性を上手く表現できないようである。「インフォーマル・エコノミー」とは、法的にもまたその執行においても、フォーマルな制度の適用を受けていないか、あるいは不十分な適用を受けている労働者と企業による経済活動すべてをさすものである。彼らの活動は法の視野に含まれていない。つまり彼らはフォーマルな法の適用範囲外で活動しており、また法の適用を受けていないということは、たとえ適用範囲内で活動していても、適用を免れ

たり、執行の対象から外れたりしているということである。あるいは、法が不適切である、負担が大きい、または過剰な費用がかかるなどの理由から、遵守が難しい場合もある。ILOの取り組みにおいては、こうした問題の多様性から生じる概念上の困難を考慮に入れる必要がある。

4. インフォーマル経済で働く労働者には、賃金労働者と個人事業者が含まれる。ほとんどの個人事業者も賃金労働者同様不安定で脆弱な立場にあり、その状況は常に変化している。社会保護がなく、権利や発言権を持たないため、彼らの多くは貧困から抜け出せずにいる。

5. 国によっては「インフォーマル・エコノミー」という言葉が民間部門を指すばあいもある。また、この言葉が「地下の」あるいは「影」のとか「灰色」の経済活動という意味で使われている場合もある。しかし、必ずしもフォーマルな法的基準を満たしていなくても、例えば、フォーマルな雇用手続きや移民手続きを経ていない場合でも、インフォーマル経済の大多数の労働者や企業が生産しているのは、正規の製品やサービスである。こうした行為は、麻薬製造及び密売などの犯罪活動や不法行為とは区別されるべきである。なぜなら犯罪や不法行為は刑事罰の対象であり、労働法や商法による規制や保護の対象としては不適切だからである。また、経済活動の中には、フォーマル、インフォーマル双方の特色を持つ灰色の部分が存在する。例えば、フォーマルな経済の労働者が無申告の報酬を得ている場合とか、インフォーマルな経済に見られるような賃金や労働条件に従って、フォーマル企業で働く労働者たちのようなケースである。

6. インフォーマル経済は、フォーマル経済では職や収入を得られない人々の受け皿となっている。これは、特に労働力が急速に増加している開発途上国、例えば、構造改革計画によって余剰労働力が生じた国などにおいて顕著である。ほとんどの人は生活の必要に迫られてインフォーマル経済で働くようになるのである。特に失業や不完全就業状態、貧困の割合が高い状況では、インフォーマル経済がかなりの量の雇用や所得を創出する可能性を持っている。それはインフォーマル経済では、教育や技術、技能、資本がそれほど必要とされていないため、比較的容易に職を得ることができるからである。しかしそうして得られた仕事は、ディーセント・ワークの基準に満たないのが通例である。インフォーマルな経済はまた、安価で手に入れやすい製品やサービスを提供することで、貧しい消費者達の需用を満たしている。

7. インフォーマル経済の労働者や事業体は、起業の大きな可能性を持つことができるし、蓄積された技能も持っている。ビジネスに対する真の眼識や、創造力、ダイナミズム、進取の気質なども持っており、直面する障害を取り除くことができれば、こうした可能性を開花させることができるのである。インフォーマル経済はまた、ビジネスの機会を育て、働きながら技能を身につける場を提供する役割を果たすこともできる。この意味において、有効な対策が実行されれば、インフォーマル経済は、フォーマルな経済に近づく移行するための足場となることも可能であるといえる。

8. 先進工業国においても開発途上国におい

ても、作業組織の変化とインフォーマル経済の成長の間には関連が見られる。労働者や事業体の間に、外注や下請けといった柔軟な雇用形態が増加している。それは中核企業の周辺や生産チェーンの末端などでも見られ、ディーセント・ワークが欠如している。

9. ディーセント・ワークの欠如はインフォーマル経済において最も著しい。社会的に保護されていない労働者にとって、インフォーマル経済の仕事の弊害は、その恩恵よりはるかに大きい。インフォーマル経済の労働者は、例えば雇用条件が曖昧な場合には、労働法や社会保護に対し未登録であり適用を受けておらず、保護も受けていない。そのため自己の基本的権利の恩恵を受けたり、行使したり守ったりできない。通常彼らは団結していないため、使用者や政府機関に対し代表権を行使することがほとんど、あるいは全くできない。狭く不特定の職場、危険で不健康な労働条件、低い技能レベルと生産性、不安定で少ない収入と長い労働時間、情報、市場、資金、訓練、技術などを得る手段がない。これらがインフォーマル経済の労働の特徴である。また、その労働者の特徴は、程度の異なる依存性と脆弱性である。

10. インフォーマル経済の労働者のほとんどが、危うく困窮した状態に置かれているにもかかわらず、彼らは雇い主や政府からほとんど、あるいは全く社会保護や社会保障を受けていない。従来の社会保障のほかにも彼らは、教育、技術教育、訓練といった保護や、保健サービス、子供の保育といった女性労働者にとって特に重要な保護も受けていない。社会から排除されているインフォーマル経済の労働者にとっては、社会保護の欠落が深刻

な問題である。

11. インフォーマル経済の労働者の中には、フォーマル経済の労働者より高収入を得ている人たちもいるが、概して彼らは貧しく無力で、社会的に排除された脆弱な存在である。インフォーマル経済の労働者や事業体のほとんどが、所有権を保障されておらず、そのため資本や融資にアクセスできない。契約を履行させるため、法律や裁判の制度を利用することが難しく、公的設備の利用が制限され、また不可能な場合もある。性的なものを含む嫌がらせを受け易く、また買収や贈賄などその他さまざまな搾取や虐待の危険にさらされている。インフォーマル経済の中では、女性、若者、移民、年配労働者にディーセント・ワークがもっとも深刻に欠如している。児童労働者や債務労働者は、インフォーマル経済に特徴的に見られるものである。

12. 未登録やインフォーマルな企業は、納税をせず、従業員に給付や諸手当を払わない場合が多く、これが他の企業との不当な競争につながっている。またインフォーマル経済の労働者や事業体も、貧しさゆえ税の制度に必ずしも貢献していない。こうした状況は、政府の税収の低下につながり、社会サービスの拡大に支障をきたすことになる。

13. ディーセント・ワークを促進するためには、インフォーマル性の負の部分を除く一方で、生計手段や起業の機会が損なわれないようにすることが必要であり、またインフォーマル経済の労働者と企業を保護し、フォーマルな経済に組み入れて行く努力を推進することが必要である。公認され、保護されたディーセント・ワークを継続して推進す

るためには、インフォーマル性の原因とフォーマル経済への参加を阻止する要因を解明し、解決することがなにより大切である。

14. インフォーマル性は主としてガバナンスの問題である。インフォーマル経済が拡大する主な原因は、不適切で効率性の低いマクロ経済政策とその誤った実施である。またその政策は、三者協議の過程を経ずに決定されたものであることが多く、法律や行政制度の支援、適切で効果的な政策を実行する良いガバナンスを欠いている。構造改革、経済再建、民営化政策などを含むマクロ経済政策が、雇用にきちんと焦点を当てて実施されていないところでは、フォーマル経済の雇用が削減され、あるいは適切な雇用を創出していない。高度で持続的な経済成長の欠如は、フォーマル経済で雇用を拡大してインフォーマル経済からフォーマル経済への移行を図ろうとする政府の政策の妨げとなる。多くの国々が明確な雇用創出策や事業開発計画を持っていない。雇用の質や量を、経済成長の主要因ではなく二次的要因と考えているのである。

15. 開発途上国は適切な状況のもとでなら、貿易や投資、技術によって先進工業国との差を縮小することが可能であり、雇用を創出することもできる。しかし、現在起きているグローバル化の過程は、不均衡、不公平であり、恩恵がすべての人、特に最も貧しい人々に行き渡っていない。グローバル化はガバナンスの貧困さを露呈する。市場をゆがめる輸出助成金、不公平な慣行や一方的な手段による取引、こういったものを排除すれば、開発途上国は、貿易によって生活水準を引き上げ、労働条件を改善し、インフォーマル経済におけるディーセント・ワー

クの欠如を緩和することができる。

16. インフォーマル経済の労働者や企業に特徴的なことは、彼らが法的に認識されておらず、その規制や保護下にないということであり、そのため国の法的制度や行政制度が非常に重要になってくる。「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」及びその追加条項、また労働に関する主要基準は、フォーマル・インフォーマル双方の経済を対象としている。しかし、労働者の中には、労働法の適用が不十分、あるいは効果的に施行されていないため、インフォーマル経済で活動している場合もある。それは、労働監督を実施することが困難であることが部分的な原因となっている。労働法は今日の作業組織の現実を考慮に入れていない場合が多い。被雇用者や労働者の定義が不適切なため、労働法の保護を受けられない自営業者として扱ってしまうこともありうる。

17. 労働者の結社の自由を保証しない不適切な法律や行政制度は、労働者や被雇用者の組織化を困難にしている。インフォーマル経済における民主的で自立した、会員制を主体とした賃金労働者、個人事業主、自営業者及び被雇用者・使用者の組織の活動は、国内法や地方の規制により禁止されていることもあり、また社会対話の機関やその社会対話の過程において認められず、除外され、参加が限定されている場合もある。団結して交渉を行うことができないため、インフォーマル経済の人々は通常、その他のさまざまな労働における権利へもアクセスできない。彼らは団体交渉を通じて被雇用者としての権利を行使することができないし、インフラや所有権、課税や社会保障などへのアクセスに関し、政治

的ロビー活動を行うこともできない。インフォーマル経済の労働者の大半を占める女性と若者は、特に代表して発言する機会を持たない人たちである。

18. 企業がインフォーマル経済で活動する主な理由は、不適切な規則や高額な税金などが過度のフォーマル化のコストを招いているからであり、また、市場にアクセスする際の障害や、市場の情報や公的サービス、保険、技術、訓練などを利用できないため、フォーマル経済の恩恵から除外されているからである。法律や規制により企業に課せられた高額の活動経費や、規制に従うための経費が、彼らの重荷となり、また汚職や腐敗した官僚制度とのかかわりにもつながっている。貧しい人たちは、彼らのための土地所有権や資産所有権に関する適切な制度がないため、事業開発に必要な生産資本を生み出すことができないのである。

19. このほかにもインフォーマル性の社会経済的な要因が多数挙げられる。貧困は、ディーセントで保護された仕事の真の機会や選択肢を奪うものである。不安定で低い所得や、政策の欠如により、人々は、自らの雇用の可能性と生産性を高めるために必要な教育や技術に投資できないし、社会保障基金に継続的に参加することもできない。フォーマル経済で活動するための教育の欠如(初等教育および中等教育)、加えてインフォーマル経済で蓄えた技術が認められないこと、これらもまたフォーマル経済に加わる際の妨げとなっている。農村部では、生計手段がないため、都市部や国外のインフォーマル経済に移民が流入している。HIV/エイズが蔓延し、そのため病気、あるいは差別や大人の稼ぎ手の

喪失などにより、家族やコミュニティーが貧困に陥り、インフォーマル経済で活動せざるを得なくなる。

**20.** 貧困の女性化と性、年齢、人種、身体的ハンディキャップなどによる差別はまた、最も脆弱で少数派の人たちが、インフォーマル経済に囚われやすいということも意味している。一般に女性は、一家の稼ぎ手、家事の担い手、老人と子どもの世話という三つの責任を果たさなくてはならない。女性はまた、教育や訓練、その他の経済的資源から遠ざけられているという意味でも差別されている。そのため、女性は男性に比べて、インフォーマル経済で活動する可能性が高いのである。

**21.** ディーセント・ワークの欠如は、良いガバナンスの欠如が原因である場合が多いため、この問題に関して政府の役割は非常に大きい。適切なガバナンスを実現するための政治的意思と決意、及び制度と機構がぜひとも必要である。インフォーマル性の原因に取り組み、すべての労働者を保護し、フォーマル経済への障害を取り除くための特殊な法律や対策は、各国やその事情により異なるであろう。その作成や実行に当たっては、社会的パートナーや恩恵を受けるべきインフォーマル経済の人たちが含まれなければならない。特に極度の貧困にあえぐ国々や、急速に増大する労働人口を抱える国々においては、生計手段に選択の余地のない人に対し規制を設けるような対策が採られるべきではない。しかし、その仕事の種類や状況は、どのようなものでも許されるというわけではない。

**22.** 法の整備は、インフォーマル経済の労働者と使用者を認識し保護するという最も大切

な問題を解決するための重要な手段である。すべての労働者が、その雇用上の地位や働く場所にかかわらず、「労働における基本的原則及び権利に関する宣言及びそのフォローアップ」、中核的労働基準で定める権利を享受、行使、擁護できるようにしなくてはならない。労働法がすべての労働者に適切な保護を与えていることを確認するため、雇用関係の変化を調査し、すべての労働者を認知し保護するよう、政府に積極的に働きかけるべきである。児童労働と債務労働の撲滅は優先目標とするべきである。

**23.** インフォーマル経済は児童労働を助長している。それはインフォーマル経済の中心的な構成要素であり、雇用創出と貧困削減政策だけでなく、教育や訓練のためのプログラムや国家の成長見通しにも悪影響を与える。児童労働は先進工業国においても見られる。その撲滅には、貧困削減、良いガバナンス、効果的な取り締まり、普遍的な教育と社会保護の普及などが必要であり、また、基本的権利の推進と、インフォーマル経済から経済の主流へと雇用を移す計画の当事者である社会的パートナー達に、強い決意と協力が求められる。児童労働を撲滅するためには、より質の高い仕事を成人に提供することが鍵となる。

**24.** 代表権を支援するため、国家及び地方レベルで制度を整えることは、政府の責務である。国家法は、その職種や職場にかかわらず、すべての労働者と使用者が、報復や脅しを恐れず、自らの意思で組織を結成し参加する自由を保証し保護しなければならない。インフォーマル経済において、労働者や使用者を会員とする、合法的かつ民主的で、開かれた透明性の高い説明責任を満たす組織の公認を

妨げるものは、排除されるべきである。これは、彼らが社会対話に参加できるようにするためである。政府機関は、こうした組織を政策協議の場に参加させ、彼らが効果的かつ効率的に活動するため必要なサービスや設備を利用できるよう取り計らい、嫌がらせや不当で差別的な退去などから保護するべきである。

**25.** 政策や計画の主眼点は、取り残された労働者や事業体を社会の主流へ組み入れ、彼らの脆く疎外された状況を改善することに置かれるべきである。これはすなわち、教育や訓練、小額融資などの供与を含むインフォーマル経済対策は、インフォーマル経済の労働者や事業単位を社会の主流に取り込み、法律や社会制度の下に置くことを目標として立案・実行されるべきだということである。統計などの調査は、このような政策や計画を有効に支援する目的で企画し実施されなくてはならない。

**26.** 政府は、持続的でディーセントな仕事とビジネスの機会を大規模に創出するため、それを支援するマクロ経済政策及び、社会的、法的、政治的制度を整える必要がある。ダイナミックな方針を採用し、ディーセントな雇用を経済及び社会開発政策の中心に据え、活動的な労働市場と、情報提供制度や融資機関を含む労働市場制度を推進するべきである。仕事の質と量を引き上げるためには、人材への投資、特に最も脆弱な人々の教育、技能訓練、生涯教育、保健と安全などへの投資と、彼らの起業精神を育成することに重点が置かれるべきである。貧困削減戦略、特に「貧困削減戦略計画書」( PRSP s ) は、インフォーマル経済の抱える問題の解決に重点を置くべ

きである。これらの戦略は、ディーセント・ワークの創出をその目的達成の手段とするべきである。多くの開発途上国では、協同組合支援の法的制度を含む農村開発政策と農業政策を、拡大し強化する必要がある。女性のケア責任( 育児や介護等 ) に対して特別な配慮を行い、女性のインフォーマルからフォーマルな経済への移行を容易にすべきである。

**27.** 登録や免許取得手続の簡素化、規則や規制の適切化、課税の適正化及び公平化。こうした政策や法的制度を実施することで、事業を起こし経営するための経費を引き下げることができる。また、フォーマル登録の恩恵も拡大する。商業ベースの仕入れ業者との取引が容易になり、より有利な融資条件、法的保護、契約履行が得られ、技術及び政府補助金の利用、為替取引、国内及び海外市場への進出なども可能になる。さらに、こうした政策は、フォーマル経済の事業がインフォーマル経済へ転換するのを防ぐことになり、新規の事業の立ち上げを支援し、小規模事業がフォーマル経済に参加し、労働基準を引き下げることなく新たな雇用の創出を手助けすることになる。また、国家歳入も増加する。

**28.** 一貫性のある法及び金融制度によって所有権を確立し、売却や賃貸あるいは担保化を通じて、資産を生産資本に転じることも、優先して行うべき課題である。所有権に関する法律の改正を行う際には、資産の所有と管理の権利における男女の不平等に特別な配慮がされるべきである。

**29.** インフォーマル経済で働く貧しく脆弱な人々のニーズを満たすため、2001年の第89回ILO総会で採択された、社会保障に関する

結論を支持し実施するべきである。政府は、特にインフォーマル経済の中で現在適用から除外されている人々に、率先して社会保障の適用範囲を拡大する責任を負っている。小型保険などの地域社会をベースとした制度は大切ではあるが、国の社会保障制度の拡大と歩調を合わせて開発されるべきである。適用範囲拡大の政策と方針は、国家的な統括社会保障戦略との関連において行われるべきである。

**30.** 権利が行使され遵守されるためには、労働監督制度を改善し、法律や裁判の制度の利用方法を簡略化、迅速にすることが必要である。また、コスト効率の良い紛争解決手段と契約履行手段も必要である。中央政府と地方自治体は、腐敗や嫌がらせのない行政、規則や規制の適用に透明性と一貫性があり、契約義務を守り取り締まり、労働者と使用者の権利を尊重する、効率的な行政を推進しなくてはならない。

**31.** 労働者と雇用者双方の団体にとって重要な目標は、インフォーマル経済全体に自分達の代表権を拡大することである。インフォーマル経済で活動する労働者や使用者の中には、既存の労働組合や使用者団体に参加を希望する者や、あるいは独自の団体を結成したいと望むものもいるであろう。彼らの団体は次のいずれの戦略においても重要な役割を果たしている。すなわち、インフォーマル経済における使用者と労働者の参加とサービスの提供を広げること、そして会員から構成される、開かれた公明で信頼性のある民主的に運営された代表団体の結成を促し、支援し、社会対話に参加させることである。

**32.** 使用者や労働者の団体はいずれも主張することで、三者構成員すべてに、インフォーマル性の根本原因に対する関心を呼び起こし、その解決のための行動を起こさせ、主流の経済・社会活動との間にある障害を取り払う重要な役割を果たすことができる。また、政府関係機関とのロビー活動により、開かれた行政機関の設立と、インフォーマル経済へサービスを供与し連携するための仕組みの確立を図ることもできる。世界各地の使用者団体や労働組合が、インフォーマル経済の労働者や使用者に対して会員獲得、組合結成あるいはその支援などのため用いた、斬新で有効な模範的手法は、もっと幅広く公表され活用されるべきである。

**33.** 使用者団体は、他の関係団体あるいは機関とともに、あるいはそれらを通して、さまざまな方法によりインフォーマル経済で活動する事業体を支援することができる。例えば、入手困難な情報へのアクセスを助けたり、政府の規制に関する情報や市場でのビジネスチャンスの情報を提供したり、また融資や保険、技術などへのアクセスを支援するといったことがある。また、ビジネスサポートや基本サービスを拡大し、生産性の向上、起業家精神の育成、人事管理や会計支援などを図ることもできる。特に少企業や零細企業のニーズに着目した提案を行うロビー活動を支援することもできる。重要なことは、使用者団体が、フォーマル起業とインフォーマル起業を繋ぐパイプの役割を果たせるということであり、グローバル化の広がりによりそのチャンスは増加している。また、インフォーマル経済のニーズに呼応した活動を率先して行うことで、安全衛生の改善、より良い労使間の協力、あるいは生産性向上といっ



た重要な結果を生むことができる。

**34.** 労働組合は、教育や支援プログラムを通してインフォーマル経済の労働者に、団結して発言する大切さを自覚させることができる。また、団体交渉にインフォーマル経済の労働者を参加させるよう取り組むこともできる。インフォーマル経済では女性が労働者の多数を占めることから、労働組合は女性の参加と発言を促進し、その特有のニーズに応える仕組みを作り、あるいは制度をそのニーズに適応させていく必要がある。また労働組合は、法的権利に関する情報、教育やアドボカシーに関する計画、法律扶助、医療保険の供与、融資や貸し出し、協同組合の結成、といった特別なサービスをインフォーマル経済の労働者達に提供することができる。しかし、こうしたサービスを、団体交渉に代わるものと見なしたり、政府がその責任から逃れることに利用したりしてはならない。また、インフォーマル経済の労働者が特に受けやすい立場にあるあらゆる形態の差別をなくす積極的な戦略を開発し、推進することが必要である。

**35.** ILOはインフォーマル経済に関連する問題の解決のため、その使命、三者構成主義及び専門知識を拠り所とするべきである。ディーセント・ワークの欠如に基づいたアプローチは大きな利点があり、実行されるべきである。このILOのアプローチは、インフォーマル経済に見られるさまざまな状況や背景原因を考慮したものでなくてはならない。それは、権利の推進やディーセントな雇用、社会保護と社会対話の促進を含む包括的なものであり、また、ガバナンスや雇用創出、貧困削減などの問題解決において、加盟各国を支援

することに焦点を当てたものであるべきである。ILOはインフォーマル経済の持つ多様性から生じる概念的な困難を考慮に入れなくてはいけない。

**36.** ILOは以下の事柄に向けて努力するべきである。

(a) インフォーマル経済の労働者と事業体のニーズに対し、既存の方針や計画を含め、ILOの全組織を挙げて取り組むこと。

(b) この分野でのすべての活動における、三者構成主義のアプローチを強化し、事業計画のあらゆる側面、特にその立案において労働者活動局と使用者活動局との緊密な協議を確保すること。

(c) 労働者と使用者の活動に関する専門家等関連する専門知識を集めることのできる明確で際立ち、独自の資源を持つ事業プログラムを含めること。

(d) 「ディーセント・ワーク・アジェンダ」、「労働における基本的原則及び権利に関する宣言とそのフォローアップ」、「世界雇用アジェンダ」といったILOの主要な戦略目標と重点計画と、論理的かつ総体的に連携し、ジェンダーの平等及び貧困削減という大きな目標達成を支えること。そして四つの技術部門の多角的な専門知識や経験を拠り所とし、あらゆる分野及びフィールド組織において有効な活動ができるようにする。また、「ミレニアム開発目標」や「若年者雇用ネットワーク」といった国際的なイニシアチブとも連携を持つべきである。

(e) 労働法、最悪の形態の児童労働撲滅、機会均等、グローバル化の社会的側面、労働監督、社会対話、社会保護、小規模企業と零細企業の育成、雇用政策など、これら分野の専門家の知識を、単独あるいは複数で、有効に

収集するための新しい仕組みを採用すること。そして、労働者や使用者の活動の専門家も合わせ、ディーセント・ワークの欠如の原因と影響に取り組み、貧困削減に貢献するため、特別に対策をたてること。

(f) 技術支援活動は、インフォーマル経済の労働者や事業体を経済活動の主流に呼び込むことを目指し、計画されること。

(g) 事業計画と通常予算、技術支援の優先事項に反映され、適切な通常予算と特別予算の財源の支援を受けること。

**37.** ILOの事業計画と技術支援で、特に優先されるのは次の分野である：

(a) 労働者や使用者の団体と協議の上、労働者と事業体がインフォーマル経済からフォーマル経済へ移行することを目標とする政策の立案と実施において、加盟各国を支援する。

(b) 法的、制度的なものも含め、労働における基本的原則と権利の実現を阻むものを、特に力を入れて除外すること。

(c) インフォーマル経済の労働者に対し、最も関連の深い労働基準の適用を妨げているものを明らかにし、それらの労働基準を実施するための法律、政策、制度を設立するため三者構成員を支援すること。

(d) インフォーマル経済の労働者や使用者の団体結成を阻む法律・実質的な障害を明らかにし、組織化を支援すること。

(e) 使用者団体や労働組合が採用した、有効で新しい対策の例や良慣行モデルを集めて広め、インフォーマル経済の労働者や事業体の組織化を呼びかけ、勧誘すること。

(f) 労働者や使用者のフォーマル経済への移行を支援するため、ディーセントな仕事の創出や教育、技能形成や訓練機会のためのプロ

グラムや対策を実施すること。

(g) インフォーマル経済において児童労働のはびこる領域に的を絞り、児童労働撲滅対策やプログラムの策定と実行において加盟国を支援する。

(h) 雇用される可能性の拡大、技能や訓練、生産性の向上、起業精神の育成などにILOの方針やプログラムを適用し、労働基準を尊重し、経済と社会の本流に加わることを可能にする形で、仕事と生計手段の大規模な需用に応えることを支援する。

(i) 所有権と土地資産を保証するための適切で有効な法律や規制を制定し、また事業の立ち上げと持続的な成長、そのインフォーマルからフォーマル経済への移行などにおいて、加盟国を支援する。

(j) インフォーマル経済で頻繁に指摘される問題とその解決策を、貧困削減対策、特に「貧困削減戦略計画書」(PRSPs)の中心に位置付けること。

(k) 社会保護を必要とすべての人、特にインフォーマル経済の人々を対象に社会保障の適用を改善し、拡大すると2001年のILO総会で合意された更新されたキャンペーンを推進する。これは、とりわけ「Global Social Trust (グローバルな社会的信頼)」のような斬新な考え方を開発し試行することを通して行うこと。

(l) インフォーマル経済における差別問題に取り組み、その対策やプログラムが最も弱い立場にある人たち、特に女性や初めて求職活動を行う若者、人員削減の対象となったより高齢の労働者、移民、HIV/エイズを患い、感染している人々を対象としたものであることを確認すること。

(m) インフォーマル経済と労働の女性化の関係に対する理解を深め、女性がディーセン

ト・ワークに就き、その恩恵を受ける均等な機会を得られるよう戦略をたて実行すること。

(n) インフォーマル経済の規模、構成、貢献度に関する一貫した、詳細な統計の収集、分析、普及において加盟国を支援する。これは、インフォーマル経済内の特定の労働者・事業者の集団及びこうした人々が抱える問題を明らかにし、適切な政策とプログラムの形成に情報として活用される。

(o) ガバナンスに関する知識と関連する解決策や良慣行を、インフォーマル経済に広めること。

(p) インフォーマル経済からフォーマル経済への移行例について、それがどのように行われたのか、また成功の原因は何か、などの情報を収集し公表すること。

(q) 率先して他の関係機関と連携して活動すること。そのような機関の専門知識はインフォーマル経済問題への取り組みにおいてILOを補完できる。

(r) ILOの主導のもとに、国連やブレトン・ウッズ諸機関などの国際機関とも連携し、対話の促進により重複を避け、専門知識を明確にし、共有すること。